添付書類５

会　議　規　程

連絡調整会議

（趣意）

学校内の連絡調整をはかり、教育内容の充実を目的として、学校は次の各号に定める会議を開催する。

Ⅰ　運営会議

Ⅱ　入学試験会議

Ⅲ　教員会議

Ⅳ　臨地実習指導者会議

Ⅴ　講師会議

Ⅰ　運営会議

（目的および設置）

１　多様な分野における経験や有意義な知見を本校の運営に生かし、より円滑な運営の促進を目的として宮本看護専門学校運営会議（以下「会議」という）を置く。

（組織）

２　会議の構成は、次のとおりとする。

⑴　学校長

⑵　医療法人盡誠会　理事

⑶　宮本病院　看護部長

⑷　宮本病院　事務部長

⑸　副学校長

⑹　事務長

⑺　教務主任

⑻　副主任

（任期）

３　構成員の任期は３年とし、再任を妨げない。

（会議）

４　会議は次のとおり開催する。

⑴　学校長は、年２回以上招集し、議長となる。

⑵　学校長が特に必要と認めた者を出席させ、意見を聞くことができる。

（協議事項）

5　会議は、次の事項について審議する。

⑴　学校の諸規則に関する事項

⑵　予算編成並びに執行の方針に関する事項

⑶　学校の人事に関する事項

⑷　教育課程の編成、学生募集方針及び学生の進路指導方針に関すること

⑸　学校評価に関すること

⑹　その他、学校の運営、管理に関する事項

（議事録の作成者）

6　議事録の作成は、事務長がこの任に当たる。

7　学校長及び副学校長はこれに記名押印するものとする

Ⅱ　入学試験会議

（目的）

1　入学試験会議は、入学試験に関する事項を協議することを目的とする。

（組織）

2　入学試験会議の構成は次のとおりとする。

⑴　学校長

⑵　副学校長

⑶　事務長

⑷　教務主任

⑸　専任教員

⑹　その他学校長が必要と認めた者

（会議）

3　会議は、次のとおり開催する。

⑴　学校長は、必要の都度召集し、会議の議長となる。

⑵　学校長が特に必要と認めた者を出席させ、意見を聞くことができる。

（協議事項）

4　入学試験会議は、入学試験の実施に関し、必要な事項を協議する。

詳細については、入学試験規則による。

（議事録の作成者）

5　議事録の作成は、事務長がこの任に当たる。

6　学校長及び副学校長はこれに記名押印するものとする

Ⅲ　教員会議

（目的）

1　教員会議は、学校の教務に関する事項を協議することを目的とする。

（組織）

2　教員会議は、副学校長、教務主任および専任教員をもって組織する。

（会議）

3　教員会議は、月２回以上副学校長がこれを召集する。

（協議事項）

4　教員会議は、次の各号に定める事項を協議し、その結果を学校長に報告する。

⑴　教育計画、教育内容に関すること
⑵　学業成績に関すること
⑶　学生活動、学校生活に関すること
⑷　学生の健康管理に関すること
⑸　教材、教具、図書に関すること
⑹　各会議に関すること
⑺　調査研究に関すること
⑻　その他教務に関すること

（議事録の作成者）

5　議事録の作成は、当該協議事項担当教員(司会)以外の教員が輪番制でこの任に当たる。

Ⅳ　臨地実習指導者会議

（目的）

1　臨地実習指導者会議は、実習をより効果的に行なうために、実習病院の臨地指導者との連絡調整をはかることを目的とする。

（組織）

2　臨地実習指導者会議は、実習病院の看護部長、師長、主任、臨地実習指導者、副学校長、教務主任、実習調整者、専任教員をもって組織する。

（会議）

3　臨地実習指導者会議は、年４回以上教務主任が招集し、議長には実習調整者（専任教員）がこれにあたる。また、必要に応じ臨時に会議を開催することができる。

（協議事項）

4　臨地実習指導者会議は、次の各号に定める事項を協議し、その結果を学校長に報告するものとする。

⑴　臨地実習計画に関する事項

⑵　臨地実習実施内容に関する事項

⑶　臨地実習評価に関する事項

⑷　その他、臨地実習指導に関する事項

（議事録の作成者）

5　議事録の作成、実習調整者以外の専任教員が輪番制でこの任に当たる。

Ⅴ　講師会議

（目的）

1　講師会議は、カリキュラム改正時等学科における講義を効果的に行なうために、講師との連絡・調整を図ることを目的とする。

（組織）

2　会議の構成は次のとおりとする。

⑴　学校長

⑵　副学校長

⑶　事務長

⑷　教務主任

⑸　専任教員

⑹　講師

（会議）

３　会議は次のとおり開催する。

⑴　学校長は、要に応じ会議を招集し、議長となる。

⑵　学校長が特に必要と認めた者を出席させ、意見を聞くことができる。

（協議事項）

４　講師会議は、次の各号に定める事項を協議する。

⑴　各学科目の教授内容に関する事項

⑵　その他必要な事項

（議事録の作成者）

５　議事録の作成は、事務長がこの任に当たる。

６　学校長及び副学校長はこれに記名押印するものとする

附則

この規定は、平成４年４月１日から施行する。

この規定は、一部改定し平成21年４月１日から施行する。

この規定は、一部改定し平成29年８月１日から施行する。

この規定は、一部改定し令和２年４月１日から施行する。

この規定は、一部改定し令和５年４月１日から施行する。